

2005年11月11日

産学連携による知財創造の活性化と大学 TLO サポートシステムの提案

タカラバイオ(株)社長 加藤郁之進

1. 各大学の TLO の代行をする公共の特許調査機関を設置

“物造り”が商売の企業では、日常的に知財活動を続けていかなければ企業が成り立っていかない。知財活動の第一は、研究開発に伴う発見の特許出願し、その権利を取得する特許獲得活動である。第二は、他企業にその取得した特許権をライセンス供与や譲渡する活動で、第三は、他者から特許権のライセンスを受けたり、特許権の譲渡を受けることによる新しい事業を展開する活動である。一方、大学の場合は上述の第一と第二の活動に限定され、第三の知財活動は殆んどない。

最初の段階は、知財活動で最も重要な“発明”の創出であるが、その特許出願の前にその発明が本当に先例のないものかどうか、また既存の特許に抵触しないかどうかを確認しなければならない。この段階は特許システムにあまり慣れていない各大学の TLO が独自に個別で行なっており、非常に非効率と見受けられる。各大学の TLO の代行をする公共の特許調査機関を設置して、その機関に各大学の TLO が委託すれば、特許出願の効率化が図れると考えられる。こうした専門機関に任せることによって、稚拙な検索結果で、該当する先行文献がないと誤って断定し、明細書の作成など、その後の時間と労力を無駄にすることを避けることができよう。ただし、専門機関の検索によっても引っ掛からないのが、公開前の特許出願や未発表の第三者のノートブックである。しかし、先発明制度を利用する研究者達のノートブックを見る由もないのでとりあえず出願するしかない。米国の先発明制度を廃止してもらうのが筋であるが、現実には、対抗上自分たちも先発明制度を利用するという立場で研究開発過程を克明にノートに記録して第三者によるウイットネスの署名をもらっておき、先発明主義の基づく米国特許に対抗できるようにしておかなければならない。

2. 日本における仮出願制度の設置

特許の取り扱いにあまり強くない一部の大学の TLO にとって便利と思われる制度が米国にある。それが特許の仮出願制度(Provisional Application)である。費用も安く、すでに投稿した公開前の学術論文等をそのままクレームもなしに一時的に仮出願できる制度である。しかし一年以内に通常出願に移行する必要がある。この制度を利用すると、本当の知財的価値が不明または自信がな

い段階で、明細書の作成にかかわる時間と労力と費用を費やすことなく、とりあえず日本特許庁に出願することができる。通常出願に移行すると仮出願日を優先日として維持できる。この制度を日本でも制定していただければ、米国の仮出願手続きを利用する際の米国の弁理士とのめんどろな遣り取りを省くことができ、更に特許出願の効率化に繋がると考えられる。